

検疫所における検疫業務について

平成26年9月4日

厚生労働省

検査法の目的等について

検査法の目的

- 検査法は、国内に常在しない感染症の病原体が航空機等を介して国内に侵入することを水際で防止することを目的としている。
- また、この検査法に基づく業務を担う機関として、検疫所が設置されている。

検疫所の業務について

- 1 検査業務**
海外で流行する検査感染症や国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入と蔓延を防止するために、「検査法」に基づき外国から来航する船舶や航空機及びその乗客、乗組員に対して、問診、停留、隔離などの検査を実施。
- 2 予防接種等の業務**
申請により海外渡航者に対する黄熱等の予防接種や、国際航行する船舶の求めに応じ「船舶衛生管理にかかる検査」を実施。
- 3 感染症情報の収集及び提供**
検査感染症に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、海外渡航者等に対して、外国における感染症の発生状況や予防についての情報提供を実施。
- 4 港湾衛生業務**
海外で流行する検査感染症等の国内への侵入と蔓延を防止するために、港湾や空港の衛生状態を良好に保つ必要がある。このため、港湾や空港の衛生状態の調査、感染症を媒介するネズミ族や蚊族捕獲調査等を実施。
- 5 輸入食品監視業務**
「食品衛生法」に基づき、輸入食品等に起因する衛生上の危害を防止し、国民の食生活の安全性を確保する観点から、輸入食品等の監視・指導を実施。
- 6 検査業務**
「検査法」及び「食品衛生法」に基づく理化学的検査及び微生物学的検査業務を実施。

航空機及び船舶の検疫について

【航空機】



事前通報



航空会社

発航地、到着
予定時刻、病
人の有無等の
連絡

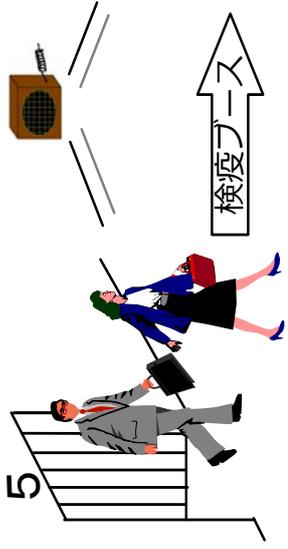


検疫所



- ・ 質問票、サーモグラフィーを用いた健康状態の確認
- ・ ポスター等による注意喚起

5

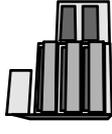


検疫ブース

【船舶】

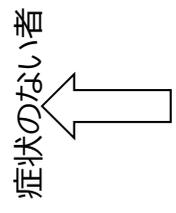


事前通報



船舶代理店等

検疫ブース

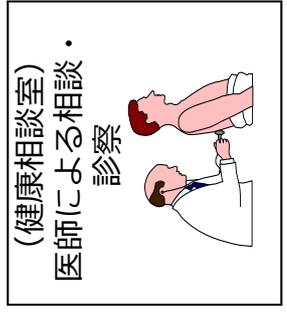


症状のない者

入国



有症者



(健康相談室)
医師による相談・
診察

検疫感染症の疑いのない者

感染症指定医療機関



検疫感染症患者等 隔離、停留

入国

検疫検査場（検疫ブース）における検疫業務のイメージ

検疫ブースにおける役割

検疫官（健康相談・有症者担当）

- ・サーモグラフィにより発熱が確認された者や自ら体調不良を申し出た者に対し専門的知識に基づき質問、観察から健康に異状がある者、疑われる者を正確に把握する。
- ・健康相談室に案内し、医師への症状の確実な説明と必要な医療の補助を行う。

検疫官（ブース担当）

- ・入国者に対し、感染症等の疾病に関する質問等を行うことで、健康状態の確かな確認を行い、健康に異状がある者、疑われる者を把握し、検疫官（健康相談・有症者担当）へ引き継ぎ、又は健康相談室を案内する。

検疫官（サーモグラフィ担当）

- ・入国者へ健康に関する異状、心配事項があれば検疫官に申し出るよう呼びかける。
- ・サーモグラフィのモニタを確認しながら、健康状態に異状がある者（発熱者）を発見する。



健康相談室